

木曽三川で活動しませんか

河川協力団体を募集します

概要

木曽川上流河川事務所及び丸山ダム管理所が管理する河川管理区間（横山ダム湖、丸山ダム湖含む）において、河川協力団体の募集を行いますのでお知らせします。

河川協力団体は、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO、町内会等の団体を支援するために、平成25年6月に創設された制度に基づき指定するものです。河川管理者と連携して活動する団体として指定することにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

1. 募集期間

令和元年9月25日（水）～令和元年10月18日（金）

2. 申込み先

木曽川上流河川事務所 河川環境課

3. 河川協力団体の指定

- ・河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。
- ・主な河川法の許可
 - ・土地の占用の許可（河川法第24条）
 - ・工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- ・河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。
- ・委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行います。

4. 資料 別紙

5. 解禁 指定なし

6. 配布先 岐阜県政記者クラブ

7. 問合せ先 木曽川上流河川事務所

岐阜市忠節町5-1 TEL058-251-1378

事業対策官 高橋 由典

河川環境課長 笠井 良彦



市民団体による活動事例（長良川）



木曽三川における 河川協力団体を募集します！

令和元年 9月24日
国土交通省木曽川上流河川事務所

募集期間：令和元年9月25日（水）～
令和元年10月18日（金）

■河川協力団体制度とは？

- ◆河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。

■河川協力団体の活動内容の一例



河川敷等清掃



森林伐採作業



環境調査



マイ防災マップづくり

1. 河川協力団体の業務

(1) 河川協力団体の業務として期待している具体的な活動内容

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供③河川の管理に関する調査研究④河川の管理に関する知識の普及及び啓発

(2) 対象となる区間

木曽川、長良川、揖斐川、伊自良川、犀川、五六川、天王川、牧田川、杭瀬川、根尾川、横山ダム、丸山ダムにおける国土交通省が管理する区間

2. 資格および申請書類

木曽三川河川協力団体募集要項をご確認ください。
なお、募集要項については木曽川上流河川事務所HP
(<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/>) ・①インフォメーションをご確認ください。



問い合わせ先：木曽川上流河川事務所 河川環境課
Tel：058-251-1378